

環境活動を行う団体等による地球温暖化対策情報ライブラリーの利用に関する規定

愛知県地球温暖化防止活動推進センター

(概要)

第1条 愛知県地球温暖化防止活動推進センター（以下、「センター」という）は、地域社会における地球温暖化防止活動の活性化を図ることを目的として、愛知県内の環境活動を行なう団体等に地球温暖化対策情報を無償で貸与・提供するものとする。

(愛知県内の環境活動を行なう団体等)

第2条 愛知県内の環境活動を行なう団体等とは、愛知県内に本拠を置き、県内で活動する、次に掲げる団体又は個人とする。

- ・地方公共団体
- ・事業者（企業、商店街等）
- ・地球温暖化対策地域協議会
- ・市民団体（自治会、PTA、消費者団体等）
- ・あいちNPO交流プラザに活動分野「環境保全」で登録されているNPO
- ・地球温暖化防止活動推進員（愛知県知事委嘱）
- ・その他、センターが認める団体

(地球温暖化対策情報)

第3条 地球温暖化対策情報とは、次のものをいう。

- ・パンフレット（「環境省」、「全国地球温暖化防止活動推進センター」、および「愛知県」制作のものに限る。）
- ・センターが保有するパネル、DVD等

(貸与・提供)

第4条 1センターは、愛知県内の環境活動を行なう団体等からの書面での請求により地球温暖化対策情報の貸与・提供を行なう。ただし、情報の用途（営利活動・地球温暖化防止に寄与しない活動等）、在庫が無い場合等について、センターは請求に応じられない。
2貸与の予約は、別途定める様式により貸出日の3ヶ月前から受け付ける。
3貸与期間（センター発送からセンター着まで）は、2週間以内とする。

情報の種類	提供・貸与の別	受け渡し方法	送料
パンフレット	提供	宅急便・小包	センター負担
DVD	貸与		
パネル・紙芝居		センターで引渡・返却	—

4貸与期間を過ぎても返却されない場合、破損・紛失した場合、理由如何によって、センターは実費を請求する。